



医療的ケアについて



学校における医療的ケアとは、児童生徒本人や保護者が在宅で行っているケアの一部について、保護者や主治医・学校医等の連携のもと医療的ケア安全委員会を設置するなど組織的な体制を整備したうえで実施するものです。

安全に医療的ケアを実施していくために、本校では大阪府教育庁の定めたガイドラインに基づき、以下を基本的なとらえ方としながら校内で検討をすすめています。

医療的ケアに関する基本的なとらえ方

- ・治療として一時的に行われる行為ではなく、状態が安定し、日常生活の中で保護者が行っている行為であり、学校教育を保障するうえで必要と考えられる行為であること。
- ・保護者からの依頼があり、主治医の指示・同意のもと校内での協議を進め、校長が承認したものであること。

なお、この冊子については概要を示しています。何かご質問等ありましたら保健室までお願いします。

保護者の依頼と医師の指示が必要です

医師に記入いただく書類は「府内特別支援学校喀痰吸引指示書」(以下、「指示書」といいます。保護者が医師に記入依頼をしていただき、記入後は学校にご提出ください。

医師に記入いただく内容

- 必要な医療的ケア内容
- 緊急対応・学校生活で気を付けること など

これらの指示内容を基に、学校での医療的ケア実施について検討します。

教員が実施できる医療的ケアの内容

- ①口腔内吸引
- ②鼻腔内吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

その他の医療的ケアについてはご相談ください



医療との連携

(1)主治医との連携

学校で安全に医療的ケアを実施するため、児童生徒の健康状態や医療的ケアの手技方法、緊急時の対応について指示をいただき、協力を要請します。新規の医療的ケアを学校へ申請した時や進級時や必要時に主治医訪問を行います。

(2)学校医との連携

医療的ケア実施にあたって、個人マニュアルの確認や、緊急時の対応・泊行事への参加の判断等に係る指導・助言をいただきます。また、必要に応じて医療的ケア安全委員会へ出席を依頼し、学校における医療的ケア実施について助言をいただきます。

緊急対応について

- 医療的ケアに関する緊急対応は、医師の指示書、個人マニュアルに基づいて実施します。
- 救命措置が必要と校長が判断した場合のみ、その場の判断で必要な処置を実施します。

*経鼻チューブの再挿入は実施できません。抜去後は保護者に連絡します。必要があれば病院受診、もしくは保護者が来校のうえ、再挿入と留置確認をお願いします。

*気管カニューレ抜去時は、緊急性が高く、主治医の指示がある場合は救命処置としてワンサイズ小さいカニューレ、もしくは抜けたカニューレを看護師が挿入することがあります。再挿入後は、病院へ搬送します。

*胃ろうボタン・腸ろうボタン・腸ろうチューブが抜去した場合、速やかにろう孔を確保し、病院に受診します。学校で医ケアを開始する場合は医師の承認が必要です。

- 体調不良が疑われる際や、緊急対応が必要な場合は家庭に連絡します。
お迎えや病院受診をお願いします。



医療的ケアで使用する物品について

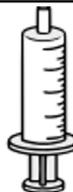
- 器具については、毎日持ち帰り、家庭で洗浄・消毒等し、乾燥させてから持参してください。(注入や吸引に使用する物品の水洗いは学校でします)メンテナンスや充電もご家庭で対応をお願いします。
- 物品一つひとつに名前の記入をお願いします。
- 下校後デイサービス等に行かれる場合は袋に分けていれるなど、わかりやすいようにお願いします。
- 準備していただく物品は個人マニュアルに記載しています。ご確認をお願いします。

(一例)

チューブ入れ・白湯入れ
*キャップ付きは水がこぼれず便利です(100均などで購入できます)

口鼻・気管 用
わかりやすいよう記載
いただけるとありがたいです

NAME : 名前の記入



吸引が必要な方は使い捨て手袋のご準備をお願いします。

学校では複数の教員や看護師が、複数の児童生徒の医ケア物品を取り扱います。物品の取り扱いを間違っ医療的ケアを行うことがないよう、ご協力をお願いします。

《学校が準備するもの》

イルリガードルスタンド・聴診器・ペーパータオル・手洗い石鹸・記録用紙・パルスオキシメーター 等

医療的ケアの流れは次のとおりです。

医療的ケアの流れ

学校で安全に医療的ケアを実施できるよう、ご協力をお願いします。医療的ケアの手続き流れは次のとおりです。

手技については、大阪府教育委員会が実施する基本研修のテキストに沿って原則実施します。



- 校内で安全に医療的ケアを実施できる体制が整うまで、付き添いや医療的ケアの手技を教えてください。来校をお願いすることがあります。
- 新しい医療的ケアが必要になる場合や、医療的ケア内容に変更が生じる場合は、検討に時間を要する場合がありますので、早めにご相談ください。

校外学習や泊を伴う行事について

- 給食時にペースト食を注入している児童生徒については、学校外において詰まりが生じた場合の対応が困難であることから、原則として医師により処方されている栄養剤を注入することとします。
- 泊行事中に新たに医療的ケアが必要な場合(夜間中の酸素吸入など)は手続きが必要となります。早めにご相談ください。実施日を調整できる医療的ケアはご家庭での実施をお願いします(2日に1回の浣腸など)。
- 校外学習や泊を伴う行事の医療的ケアに関しても、校内で検討してからの実施となります。個人マニュアルの確認等ご協力をお願いします。



訪問生の医療的ケア実施について

- | | |
|-----------------|--|
| (1)在家庭への訪問指導時 | 保護者が実施 |
| (2)施設・病院への訪問指導時 | 保護者もしくは保護者の代わりに適切に行える者が実施 |
| (3)スクーリング時 | 原則、保護者が実施。施設・病院に入所する児童生徒については、保護者もしくは、保護者の代わりに適切に行える者が実施 |

その他

- 入院や体調不良で長期にわたり欠席した場合の再登校時や医療的ケアの再開時は、安全配慮の観点から保護者の同伴をお願いする場合があります。
- 指示書の更新期間が過ぎると医療的ケアが実施できません。指示期間のご確認をお願いします。
- 看護師は、特定の児童生徒に常時付き添うのではなく、担任と協働しながら巡回し、必要に応じて対応します。また、医療的ケアが必要な全ての児童生徒について全看護師が情報を共有し、巡回体制で対応します。
- 医療的ケアの手技については大阪府教育委員会が実施する基本研修の内容に沿って実施します。統一された手技の中で、教職員が間違いなく安全に実施できるようにしていますので、ご理解ご協力をお願いします。

学校で安全に医療的ケアが実施できるよう、たくさんのご協力をお願いします。

